

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定によって、広島県医療労働組合連合会から次のとおり争議行為を行う旨の通知がありましたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条第4項の規定に基づいてお知らせします。

- 1 開始日
令和5年11月9日以降
- 2 場所
広島中央保健生活協同組合
広島医療生活協同組合
- 3 要求事項
年末一時金等
- 4 争議行為の概要
あらゆる形の争議行為を行う

令和5年10月27日

広島県知事 湯崎 英彦